

金融商品取引業等に関する内閣府令案（仮称）【新設】の概要

・ 総 則

用語の定義及び日本語で記載できない提出書類への訳文添付義務等を定める（1条～3条）。

・ 金融商品取引業者

1. 金融商品取引業の登録等（4条～17条）

登録申請書記載事項である重要な使用人の範囲について、法令等遵守指導業務の統括者及び投資助言・代理業に関する営業所等の統括者に準ずる者として当該統括者の権限を代行し得る地位にある者を、投資助言又は投資運用部門の統括者に準ずる者として金融商品の価値等の分析に基づく投資判断を行う者を定める（6条）。

登録申請書記載事項として、以下を追加する（7条）。

イ 加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称

ロ 会員等となる金融商品取引所の商号等

ハ 有価証券関連業を行う場合は、その旨及び加入する投資者保護基金の名称

ニ 商品投資関連業務を行う場合は、その旨、農林水産関係商品等のみに係るものである場合はその旨、経済産業関係商品等のみに係るものである場合はその旨及び競走用馬投資関連業務を行う場合はその旨

（注）「商品投資関連業務」とは、金融商品取引法2条2項1号・2号・5号・6号に掲げる権利（信託受益権又は集団投資スキーム持分）であって商品投資又は一定の物品の取得・譲渡・使用等により運用することを目的とするものに係る販売・勧誘業務をいう。

また、「競走用馬投資関連業務」とは、匿名組合契約（出資を受けた金銭の全部等を充てて競走用馬を取得し再出資すること等を目的とするもの、又は出資を受けた当該競走用馬を競走に出走させることを目的とするもの）に基づく権利に係る販売・勧誘業務をいう。

ホ 投資事業有限責任組合権利に係る自己募集（金融商品取引法2条8項7号）又は自己運用（金融商品取引法2条8項15号）を業として行う場合は、その旨

ヘ 不動産関連特定投資運用業を行う場合は、その旨

(注)「不動産関連特定投資運用業」とは、一定の投資運用業のうち、不動産信託受益権又は主として不動産信託受益権に投資を行う組合契約等に基づく権利を投資対象とするものをいう。

ト 特定有価証券等管理行為を行う場合は、その旨

(注)「特定有価証券等管理行為」とは、信託受益権又は集団投資スキーム持分に係る募集・私募の取扱いに関して顧客から金銭の預託を受ける行為であって、当該金銭について分別管理をしているものをいう。

登録申請者が金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるかどうかの審査基準を、以下の通り定める(13条)。

イ 業務に関する十分な知識・経験を有する役員等の確保状況及び組織体制に照らして、当該業務を適切に遂行することができないと認められること。

ロ 役員等のうちに、経歴、暴力団・暴力団員との関係その他の事情に照らして業務運営に不適切な資質を有する者があることにより、金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められること。

ハ 競走用馬に係る商品投資関連業務を行う場合には、あらかじめ日本中央競馬会等による指導を受け、当該商品投資関連業務が競走用馬投資関連業務のみに該当し、かつ競馬法上の馬主登録を受けているとの要件に該当しないこと。

ニ 不動産関連特定投資運用業を行う場合には、金融庁長官の定める要件に該当しないこと。

第二種金融商品取引業を行おうとする場合の最低資本金要件(原則1,000万円)を5,000万円に加重する場合は、特定有価証券等管理行為を行おうとする場合とする(14条)。

その他、金融商品取引業の登録の手續等について、所要の事項を定める。

2. 私設取引システム運營業務の認可(18条~20条)

私設取引システム(PTS)運營業務の認可の手續等について、所要の事項を定める。

3. 登録事項の変更等(21条~25条)

登録事項の変更届出及び変更登録の手續等について、所要の事項を定める。

4. 営業保証金の供託(26条~33条)

第二種金融商品取引業を行う個人であって営業保証金の額(原則1,000万円)が5,000万円に加重される者は、特定有価証券等管理行為を行う者とする(27条)。

その他、営業保証金の供託の手續等について、所要の事項を定める。

5. 取締役等の兼職制限（親法人等・子法人等の範囲等）（34条～38条）

親法人等・子法人等の定義から、専ら自己又は自己及びその親法人等・子法人等の金融商品取引業等又は金融商品仲介業の遂行のための業務を行う者、専ら自己又は自己及びその親法人等・子法人等の業務（金融商品取引業等又は金融商品仲介業を除く。）の遂行のための業務（非公開情報に関連する業務を除く。）を行う者及び外国法人等であって国内に営業所等を有しない者を除外する（35条）。

「親法人等」の定義に用いられる「親会社等」（意思決定機関を支配している会社等）及び「関連会社等」（財務及び営業等の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる会社等）の具体的な範囲を定める（36条・37条）。

その他、取締役等の兼職届出の手續等について、所要の事項を定める。

6. 主要株主（39条～42条）

金融商品取引業者の主要株主の届出の手續等について、所要の事項を定める。

7. 業務範囲（68条～73条）

金融商品取引業者（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者）の届出業務として、算定割当量（いわゆる排出権）の取得・譲渡契約の締結又はその媒介・取次ぎ・代理、算定割当量に係る先渡取引・オプション取引又はこれらの取引の媒介・取次ぎ・代理、信託兼営金融機関が行う遺言執行・遺産整理に係る契約締結の媒介、不動産の管理業務等を定める（71条）。

その他、金融商品取引業者が行うその他業務の届出・承認の手續等について、所要の事項を定める。

登録金融機関

1. 登録金融機関業務の登録等（43条～53条）

登録申請書記載事項として、以下を追加する（47条）。

イ 重要な使用人（法令等遵守指導業務の統括者等、投資助言又は投資運用部門の統括者等及び投資助言・代理業に関する営業所の統括者等）の氏名

ロ 上記 1 イ、ロ及び二～へと同内容の事項

ハ 有価証券関連業に該当する業務（いわゆる銀証分離規定の例外として認められる業務）を行う場合は、その旨及び有価証券関連店頭デリバティブ取引を業として行う場合はその旨

ニ 金融商品仲介業務を行う場合は、委託金融商品取引業者の商号

登録金融機関業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるかどうかの審査基準として、上記 1 と同内容を定める（52条）。

その他、登録金融機関業務の登録の手続等について、所要の事項を定める。

2. 登録事項の変更等 (54条・55条)

役員又は重要な使用人に変更があった場合の届出書添付書類は、新たに役員又は重要な使用人となった者の履歴書のみとする(54条)。

その他、登録事項の変更の手続等について、所要の事項を定める。

. 金融商品取引業者等に係る行為規制 (販売・勧誘ルール)

1. 広告等の規制 (75条~80条)

広告のほか、郵便、信書便、ファクシミリ送信、電子メール送信又はビラ・パンフレット配布(住居を訪問して行う配布を除く。)その他の方法で多数の者に同様の内容で行う情報提供を規制対象とする(75条)。

広告等の表示方法として、明瞭・正確に表示し、特にリスク情報は最大の文字・数字と著しく異ならない大きさで表示する旨を定める(76条)。

広告等には、手数料等の情報として、いかなる名称によるかを問わず顧客が支払うべき対価(有価証券の価格又は保証金等の額を除く。)の合計額又は計算方法(有価証券の価格等に対する割合を含む。)を表示し、それらの情報を表示できない場合はその旨及びその理由を表示すること等を定める(77条)。

広告等の表示事項として、契約に関する重要な事項について顧客の不利益となる事実及び加入している金融商品取引業協会の名称を追加する(79条)。

その他、広告等の規制について、所要の事項を定める。

2. 契約締結前の書面交付義務 (81条~99条)

契約締結前交付書面の記載方法として、顧客の判断に影響を及ぼす特に重要な事項を最初に平易に記載し、次に手数料等の情報の概要やリスク情報等を枠の中に12ポイント以上の大きさの文字・数字を用いて明瞭・正確に記載し、他の事項も8ポイント以上の文字・数字を用いて明瞭かつ正確に記載する旨を定める(81条)。

契約締結前交付書面の交付を要しない場合として、以下を定める(82条)。

イ 上場有価証券等(カバードワラント等を除く。)の売買その他の取引(デリバティブ取引及び信用取引等を除く。)に係る契約締結前1年以内に、上場有価証券等書面(当該取引に係るリスク情報等を記載した書面)を交付している場合

(注) 上場有価証券等書面の交付日から1年以内に契約締結を行った場合は、当該締結日に上場有価証券等書面を交付したものとみなす。

ロ 有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に係る契約締結前 1 年以内に、同一内容の契約について契約締結前交付書面を交付している場合
(注) 契約締結前交付書面を交付した日から 1 年以内に同一内容の契約(店頭金融先物取引に係るものを除く。)の締結を行った場合は、当該締結日に契約締結前交付書面を交付したものとみなす。

ハ 目論見書(契約締結前交付書面に記載すべき事項のすべてが記載されているものに限る。)を交付している場合

二 契約内容の一部を変更する契約を締結しようとする場合において、契約変更書面(変更に係るものを記載した書面)を交付している場合

すべての契約締結前交付書面に共通する記載事項として、当該書面の内容をよく読むべき旨やリスク情報等を追加する(84条)。

有価証券の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面に追加して記載する事項等として、すべての取引に共通する記載事項(85条)のほか、信託受益権等(86条)、不動産信託受益権(87条)、抵当証券等(88条)、出資対象事業持分(集団投資スキーム持分)(89条)、外国出資対象事業持分(90条)、主として信託受益権等に対する投資を行う事業を出資対象事業とする出資対象事業持分(91条)、組合契約等に基づく権利のうち当該権利に係る出資対象事業が主として不動産信託受益権への投資を行うもの(92条)、商品ファンド関連取引(93条)及び競走用馬投資関連業務に係る取引(94条)に係る特則を定める。

デリバティブ取引等に係る契約締結前交付書面に追加して記載する事項として、すべての取引に共通する記載事項(95条)のほか、店頭金融先物取引に係る特則(96条)を定める。

投資顧問契約及び投資顧問契約の締結の代理・媒介を内容とする契約に係る契約締結前交付書面に追加して記載する事項を定める(97条)。

投資一任契約及び投資一任契約の締結の代理・媒介を内容とする契約に係る契約締結前交付書面に追加して記載する事項を定める(98条)。

その他、契約締結前の書面の交付等について、所要の事項を定める。

3. 契約締結時等の書面交付義務(100条~119条)

契約締結時以外に書面を交付する場合は、投資信託契約等の解約・投資口の払戻しがされた場合、有価証券の売買その他の取引及びデリバティブ取引等を行い、又は金銭・有価証券の受渡しを行う場合(この場合には、取引残高報告書を、前回交付した取引残高報告書の報告対象期間の末日から3月を経過する日等の以後遅滞なく交付する。)又は商品ファンド関連取引に係る契約を締結しているとき(この場合には、商品ファンド運用状況書面を、商品ファンドの運用に係る計算期間の末日以後遅滞なく交付する。)とする(100条)。

すべての契約締結時交付書面(投資信託契約等の解約・投資口の払戻しがされ

た場合に作成する書面を含む。)に共通する記載事項として、金融商品取引業者等の商号等、契約の概要、契約年月日、顧客の氏名等を定める(101条)。

有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面に追加して記載する事項等として、すべての取引(信託受益権等及び抵当証券等の売買その他の取引を除く。)に共通する記載事項(102条)のほか、有価証券(信託受益権等及び抵当証券等を除く。)の売買その他の取引若しくは有価証券関連デリバティブ取引等(103条)、デリバティブ取引等(有価証券関連デリバティブ取引等を除く。)(104条)、信託受益権等(105条)、不動産信託受益権(106条)、抵当証券等(107条)、出資対象事業持分(108条)、主として信託受益権等に対する投資を行う事業を出資対象事業とする出資対象事業持分(109条)、組合契約等に基づく権利のうち当該権利に係る出資対象事業が主として不動産信託受益権への投資を行うもの(110条)、商品ファンド関連取引(111条)及び競走用馬投資関連業務に係る取引(112条)に係る特則を定める。

投資顧問契約及び投資顧問契約の締結の代理・媒介を行うことを内容とする契約に係る契約締結時交付書面に追加して記載する事項を定める(113条)。

投資一任契約及び投資一任契約の締結の代理・媒介を行うことを内容とする契約に係る契約締結時交付書面に追加して記載する事項を定める(114条)。

取引残高報告書及び商品ファンド運用状況書面の記載事項等を定める(115条・116条)。

契約締結時交付書面、取引残高報告書及び商品ファンド運用状況書面の交付を要しない場合を定める(117条~119条)。

4. 禁止行為等(123条・124条・130条)

不招請勧誘の禁止規定の例外は、継続的取引関係にある顧客(最近1年間に2以上の店頭金融先物取引のあった者及び未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限る。)に対する勧誘及び外国貿易等を行う法人に対して為替変動による損失リスクを減殺するために行う勧誘とする(123条)。

販売・勧誘局面の禁止行為として、特別利益の提供、フロントランニング、大量推奨販売等のほか、以下の行為等を追加する(124条)。

イ 契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書(上記2 八の場合)及び契約変更書面の交付に際し、リスク情報等について顧客の知識、経験、財産の状況及び契約締結の目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によって説明をしないこと。

ロ 不招請勧誘の禁止の対象契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該契約の締結を勧誘する行為

ハ 再勧誘の禁止の対象契約につき、顧客があらかじめ当該契約を締結しない旨の意思(勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む。)を表示したにもか

- かわらず、当該契約の締結の勧誘をする行為
- ニ 上場金融商品等や店頭売買有価証券の相場若しくは相場・取引高に基づいて算出した数値を変動・くぎ付け・固定・安定させ、又は取引高を増加させる目的をもって、当該上場金融商品等や店頭売買有価証券の売買等、申込み又は委託等をする行為
- ホ 上場金融商品等や店頭売買有価証券の相場若しくは相場・取引高に基づいて算出した数値を変動・くぎ付け・固定・安定させ、又は取引高を増加させることにより実勢を反映しない作為的なものとなることを知りながら、当該上場金融商品等や店頭売買有価証券の売買等の受託等をする行為
- ヘ 抵当証券等、商品ファンド関連受益権又は金融先物取引に係る契約締結等に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話・訪問により勧誘する行為
該当してはならない業務運営状況として、以下の状況等を追加する（130条）。
- イ 著しく不相当と認められる数量、価格その他の条件により、有価証券の引受けを行っている状況
- ロ 有価証券の元引受けを行う場合において、発行者の財務状態、経営成績その他引受けの適否の判断に資する事項の適切な審査を行っていないものと認められる状況
- ハ 投資信託受益証券等に係る自己募集又は転売を目的としない買取り等を行い、顧客の応募代金等又は投資信託の解約金等の預託を受ける場合において、顧客分別金信託をしていない状況
- ニ 上場金融商品等や店頭売買有価証券の相場若しくは相場・取引高に基づいて算出した数値を変動・くぎ付け・固定・安定させ、又は取引高を増加させることにより実勢を反映しない作為的なものを形成させるべき当該上場金融商品等や店頭売買有価証券の売買等の受託等を防止するための売買管理が十分でないと認められる状況
- ホ 第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業として取引一任契約等に基づき有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合等において、十分な社内管理体制をあらかじめ整備していない状況

5. 損失補てん等の禁止（125条～129条）

補てんに係る損失が事故に起因するものであることにつき確認を要しない場合として、認定投資者保護団体のあつせん、弁護士会の会則等に定める機関（仲裁センター）のあつせん又は消費者基本法に規定するあつせん（地方公共団体又は国民生活センターによるもの）による和解や、弁護士が顧客を代理して成立する和解（支払額が140万円を超えないものに限る。）であって当該弁護士から金融商品取引業者等に書面を交付すること等の要件を満たすもの等を定める（126条）。

その他、事故確認の手續等について、所要の事項を定める。

6. その他（74条、120条～122条、131条、132条）

金融商品取引業者等が掲示する標識の様式を定める（74条）

保証金の受領に係る書面交付義務の対象となるものは、金融先物取引に関して預託を受けた金銭又は有価証券等とする旨を定める（120条）

その他、所要の事項を定める。

金融商品取引業者等に係る行為規制（投資助言・投資運用関係）

1. 投資助言業務に関する行為規制（133条・134条）

投資助言業務の禁止行為として、自己又は第三者の利益を図るため顧客の利益を害することとなる取引を行うことを内容とした助言等を追加する（133条）

その他、投資助言業務に関する規制について、所要の事項を定める。

2. 投資運用業に関する行為規制（134条～142条）

自己取引の禁止の例外は、個別取引ごとに全権利者に当該取引の内容及び理由を説明して同意を得たものであって、合理的な価額により行う取引等を内容とした運用等とする（135条）

運用財産相互間取引の禁止の例外は、双方の運用財産の運用方針・運用財産額・市場の状況に照らして必要かつ合理的と認められる対象有価証券売買取引等（公正・合理的な価額により行う上場有価証券の売買その他一定の取引）を内容とした運用、又は個別取引ごとに双方の運用財産の全権利者に当該取引の内容及び理由を説明して同意を得たものであって合理的な価額により行う取引を内容とした運用等とする（136条）

投資運用業の禁止行為として、以下の行為等を追加する（137条）

イ 自己又は第三者の利益を図るため権利者の利益を害することとなる取引を行うことを内容とした運用

ロ 投資信託（私募に係るものを除く。）の運用財産に関し発生しうる危険に対応する額としてあらかじめ合理的な方法により算出した額が純資産額を超える場合において、デリバティブ取引を行い、又は継続することを内容とした運用

ハ 運用権限を委託する場合に、委託を受けた者が再委託（当該権限の一部を再委託するもの（再々委託しないことが確保されているものに限る。）を除く。）をしないことを確保する措置を講じていないこと。

運用権限の委託について契約等に定める事項は、当該委託をする旨及び委託先

の商号等、委託の概要並びに委託に係る報酬を運用財産から支払う場合には当該報酬の額（又はその計算方法）とする（138条）。

その他、運用財産の分別管理の方法や運用報告書の記載内容等につき、所要の事項を定める。

金融商品取引業者等に係る行為規制（有価証券等管理業務関係）

1．対象有価証券関連取引に係る分別管理（143条～149条）

金融商品取引業者は、その所属する金融商品取引業協会の規則等の定めるところにより分別管理監査を受けなければならないこととともに、当該規則に定めるべき事項等を定める（149条）。

その他、対象有価証券関連取引に係る分別管理の方法等について、所要の事項を定める。

2．デリバティブ取引等に係る有価証券等の区分管理（150条～152条）

デリバティブ取引等（有価証券関連デリバティブ取引等に該当するものを除く。）に係る区分管理の方法等について、所要の事項を定める。

3．顧客の有価証券を担保に供する行為等の制限（153条）

顧客の有価証券を担保に供する場合等は、その都度、担保同意書又は貸付同意書により書面による同意を得なければならないこととし、信用取引保証金代用有価証券を担保に供する場合は、一定の要件の下で、当該同意をあらかじめ包括担保同意書により包括的に得ることができることとする。

金融商品取引業者等に係る行為規制（弊害防止措置関係）

1．複数の業務を行う場合の禁止行為（154条～157条）

信用供与を条件とした有価証券売買等の受託等の禁止の例外は、累積投資契約による売買であって、証票等（クレジットカード等）を提示・通知した個人が有価証券を取得し、対価に相当する額を2月未満の期間内に一括払いするものであり、かつ、信用供与額が10万円を超えないものとする（155条）。

その他、金融商品取引業者等が2以上の種別の業務を行い、又はその他業務を行う場合の禁止行為について、所要の事項を定める。

2．親法人等・子法人等が関与する行為の制限（158条～162条）

金融商品取引業者やその親法人等・子法人等（銀行等、金融商品取引業者、信託会社及び貸金業者等を含む。）が内部管理業務を行うために下記 口の行為を行うことについて、当該金融商品取引業者が承認を受けようとする場合の手続を定める（158条）。

金融商品取引業者の親法人等・子法人等が関与する場合の禁止行為として、以下の行為等を追加する（160条）。

イ 親法人等・子法人等が発行する有価証券（指定格付機関による格付けが付与されているもの、6月以上継続して上場されている株券であって3年間の取引所金融商品市場における年平均売買金額が100億円以上であること及び時価総額が100億円以上であること等の要件を満たすものを除く。）の引受主幹事会社となること。

ロ 有価証券の発行者等に関する非公開情報を親法人等・子法人等から受領し、又は提供すること（発行者等の書面による同意がある場合等を除く。）。

その他、登録金融機関の親法人等・子法人等が関与する場合の禁止行為等について、所要の事項を定める。

金融商品取引業者等に係る行為規制の適用除外（特定投資家制度）

1. 契約の種類（56条）

移行の申出等の単位となる「契約の種類」は、有価証券関係、デリバティブ取引関係、投資顧問契約関係及び投資一任契約関係の4種類とする（56条）。

2. 特定投資家から一般投資家の移行（57条～60条）

移行の期限日の特例として、金融商品取引業者等が定める一定の日及びそれらの日のうち承諾日から1年以内で最も遅い日を期限日とする旨を適切な方法により公表している場合は、当該日を移行の期限日とすることを認める（57条）。

移行申出者への交付書面の記載事項として、移行申出者は、移行の承諾を行った金融商品取引業者等のみから移行対象契約に関して一般投資家として取り扱われることになる旨等を追加する（58条）。

その他、一般投資家への移行の手続について、所要の事項を定める。

3. 一般投資家（法人）から特定投資家への移行（61条～63条）

移行の期限日の特例について、上記2と同内容を定める（61条）。

移行申出者への交付書面の記載事項として、移行申出者は、移行の承諾を行った金融商品取引業者等のみから移行対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨等を追加する（62条）。

その他、特定投資家への移行の手續について、所要の事項を定める。

4. 一般投資家（個人）から特定投資家への移行（64条～67条）

匿名組合契約を締結した営業者である個人のうち移行の申出を行うことができない者は、移行の申出を行うことについて他の全匿名組合員の同意を得ておらず、又は匿名組合契約に基づく出資の合計額が3億円未満である者とする（64条）。

匿名組合契約を締結した営業者に類する者として移行の申出を行うことができる個人は、以下の者とする（64条）。

イ 組合契約を締結した業務執行組合員である個人（移行の申出を行うことについて他の全組合員の同意を得ており、かつ、当該組合契約に基づく出資の合計額が3億円以上である者に限る。）

ロ 有限責任事業組合契約を締結し、組合の重要な業務執行に關与し、自ら執行する組合員である個人（移行の申出を行うことについて他の全組合員の同意を得ており、かつ、当該有限責任事業組合契約に基づく出資の合計額が3億円以上である者に限る。）

知識、経験及び財産の状況に照らして特定投資家に相当するものとして移行の申出を行うことができる個人の要件は、以下の通りとする（65条）。

イ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における純資産の合計額が3億円以上になると見込まれること。

ロ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における資産（有価証券、デリバティブ取引に係る権利、特定預金等、特定保険契約に基づく保険金等に係る権利、特定信託契約に係る信託受益権、不動産特定共同事業契約に基づく権利、商品先物取引に係る権利等に限る。）の合計額が3億円以上になると見込まれること。

ハ 最初に申出に係る契約の種類に属する契約を締結した日から1年を経過していること。

移行の期限日の特例について、上記2 と同内容を定める（66条）。

移行申出者からの同意取得書面の記載事項について、上記3 と同内容を定める（67条）。

5. 行為規制の適用除外の例外（163条）

契約締結の勧誘又は締結した契約の相手方が特定投資家であっても行為規制を適用除外しない場合は、契約締結時等の書面交付義務、保証金の受領に係る書面交付義務及び投資運用業に関する運用報告書の交付義務にあっては照会への回答の体制が整備されていない場合とし、投資助言業務又は投資運用業に関する金銭又は有価証券の預託受入れ等の禁止にあっては預託を受けた金銭・有価証券

を分別管理する体制が整備されていない場合とする。

金融商品取引業者等の経理・監督・外務員

1. 業務に関する帳簿書類の作成及び保存 (164条～178条、188条、191条～193条)

業務に関する帳簿書類は、顧客への交付書面等については5年間、注文伝票については7年間、その他の帳簿書類(取引日記帳、各種取引記録及び顧客勘定元帳等)については10年間保存するものとする(164条等)。

その他、各種帳簿書類の記載事項等について、所要の事項を定める。

2. 事業報告書の提出等 (179条・180条、189条、194条・195条)

事業報告書及び業務又は財産の状況に関する報告の様式等について、所要の事項を定める。

3. 説明書類の縦覧 (181条、190条)

第一種金融商品取引業を行わない金融商品取引業者が公衆縦覧に供する説明書類の記載事項は、事業報告書に記載されている事項とする(190条)。

その他、第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者の説明書類の記載事項について、所要の事項を定める。

4. 金融商品取引責任準備金の積立て (182条、196条)

第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者が事業年度ごとに積み立てる金融商品取引責任準備金は、以下のいずれか低い金額とする(182条)。

イ 当該事業年度における、売買(取引所市場外で行うもの)又は売買の取次ぎに係る株式の総売買金額の万分の0.2に相当する金額その他取引の区分ごとに総取引契約金額の一定割合に相当する金額を合計した額

ロ 直近3事業年度のうち総売買金額の最も高い事業年度における、売買(取引所市場外で行うもの)又は売買の取次ぎに係る株式の総売買金額の万分の0.8に相当する金額その他取引の区分ごとに総取引契約金額の一定割合に相当する金額を合計した額から、既に積み立てられた金融商品取引責任準備金の金額を控除した額

その他、登録金融機関が事業年度ごとに積み立てる金融商品取引責任準備金の計算方法について、所要の事項を定める。

5. 自己資本規制 (183条～187条)

自己資本規制比率の計算方法等について、詳細については金融庁長官の定めると

ころによるものとするほか、所要の事項を定める。

6．外国法人等に対する経理規定の特例（197条～204条）

外国法人等である金融商品取引業者等に係る説明書類の縦覧期限及び事業報告書その他の書類の提出期限に関する承認手続等について、所要の事項を定める。

7．監督（205条～215条）

金融商品取引業者等が当局への届出を行うべき場合並びに届出書の記載事項及び添付書類等について、所要の事項を定める。

8．外務員（247条～256条）

外務員登録の手続等について、所要の事項を定める。

．金融商品取引業規制に関する特例

1．外国業者に関する特例（216条～240条）

外国証券業者等の他に国内に駐在員事務所等を設置する場合に届出を要する者の範囲は、外国において出資対象事業持分の自己募集、有価証券等管理業務又は信託会社が営む業務と同種類の業務を営む者とする（240条）。

その他、外国業者の特例について、所要の事項を定める。

2．適格機関投資家等特例業務に関する特例（241条～246条）

適格機関投資家等特例業務の特例の適用要件として、集団投資スキーム持分を取得する者が適格機関投資家以外の者（一般投資家）である場合には、6月以内に発行された同種の新規発行権利を取得した一般投資家の人数との合計が49名以下でなければならないところ、「同種の新規発行権利」とは、発行者が同一で、当該権利に係る契約等に基づく権利の内容が同一である権利とする（241条）。

集団投資スキーム（子ファンド）の運営者に適格機関投資家等特例業務の特例を適用しない場合として、当該集団投資スキームの出資者に以下の者がいる場合（ファンド・オブ・ファンズ）を追加する（242条）。

- イ その発行する社債又は株式等を一般投資家が取得している特別目的会社
- ロ 他の集団投資スキーム（親ファンド）の運営者で、一般投資家を含む出資者から出資等を受けている者（ただし、親ファンドが投資事業有限責任組合契約（LP S）若しくは有限責任事業組合契約（LLP）である場合又は親ファンド及び子ファンドの運営者が同一である場合であって、親ファンド及び子ファンドの出資者のうち一般投資家の合計が49名以下である場合を除く。）

適格機関投資家等特例業務の届出に係る重要な使用人の範囲について、上記 1 と概ね同内容を定める（244 条）。

適格機関投資家等特例業務のその他届出事項として、上記 1 ホと同様の事項を定める（245 条）。

その他、適格機関投資家等特例業務について、所要の事項を定める。

XI . 金融商品仲介業

1 . 金融商品仲介業の登録等（257 条～264 条）

登録申請書の記載事項をはじめ、金融商品仲介業の登録の手續等について、所要の事項を定める。

2 . 金融商品仲介業者に係る行為規制（265 条～280 条）

広告等の規制について、上記 1 と同内容を定める（266 条～270 条）。

信用の供与を条件とした勧誘の禁止の例外として、上記 1 と同内容の事項を定める（273 条）。

禁止行為として、特別利益の提供、大量推奨販売並びに上記 4 ホ、ハ及びホと同内容を追加する（274 条・280 条）。

損失補てん等の禁止について、上記 5 と同内容を定める（276 条等）。

その他、金融商品仲介業者に係る行為規制について、所要の事項を定める。

3 . 金融商品仲介業者の経理・監督等（281 条～293 条）

金融商品仲介業者が公衆縦覧に供する書面の記載事項は、金融商品仲介業に関する報告書に記載されている事項とする（284 条）。

その他、金融商品仲介業者の経理及び外務員登録の手續等について、所要の事項を定める。

XII . その他（294 条～296 条、附則）

登録、認可、承認、許可又は確認の申請があった場合における標準処理期間その他所要の事項を定める。

経過措置として、施行後 3 月以内に上場有価証券の売買その他の取引を行う場合においては、当該期間内に上場有価証券等書面を交付することを条件として契約締結前の書面交付義務を適用除外することや、証券会社は施行日前においても顧客に上場有価証券等書面を交付できること等を定める（附則 2 条・3 条）。

以下の8本の内閣府令を廃止する。

- イ 証券会社の行為規制等に関する内閣府令（昭和40年大蔵省令60号）
- ロ 証券業協会の外務員登録事務等に関する内閣府令（平成10年総理府・大蔵省令5号）
- ハ 証券取引法施行令第十七条の二第一項第二号及び同条第二項に規定する有価証券を定める内閣府令（平成10年総理府・大蔵省令12号）
- ニ 証券会社に関する内閣府令（平成10年総理府・大蔵省令32号）
- ホ 金融機関の証券業務に関する内閣府令（平成10年総理府・大蔵省令35号）
- ヘ 証券会社の分別保管に関する内閣府令（平成10年総理府・大蔵省令36号）
- ト 証券会社の自己資本規制に関する内閣府令（平成13年内閣府令23号）
- チ 証券仲介業者に関する内閣府令（平成16年内閣府令1号）

1本の内閣府令（日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律の施行に関する内閣府令（平成17年内閣府令72号））について、所要の改正を行う。

